



新座市告示第 159 号

新座市自転車等駐車場条例（昭和60年新座市条例第25号）第16条第1項の規定により撤去した自転車等を同条第2項の規定により、下記のとおり保管したので告示する。

令和 8 年 4 月 6 日

新座市長 並 木



記

- 1 自転車等を撤去した場所
志木陸橋下東口自転車駐車場
新座駅南口地下自転車駐車場
志木駅南口地下自転車駐車場
- 2 保管した自転車等
別紙のとおり
- 3 保管台数
自転車 3 台
- 4 保管開始日
令和 8 年 3 月 4 日
令和 8 年 3 月 9 日
- 5 処分予定日
令和 8 年 7 月 2 5 日

放置自転車等撤去・保管一覧表

保管場所；東北二丁目放置自転車返還所

撤去区域	撤去日	番号	保管番号	種別	型式	車種	車体の色	車体記載の住所及び氏名	シール色	登録年	防犯登録番号	車体番号	告示日	処分予定日 (返還日)	所管警察
志木陸橋下東口	3月4日	1	454	自転車		軽快女	黒白			23	23288073-2	A23AD27792			埼玉県警
志木駅南口地下	3月4日	2	455	自転車		ミニ	黄黒			20	20116025-1	F91201342			埼玉県警
新座駅南口地下	3月9日	3	458	自転車		軽快女	白黒			26	26100285-0	A25AG18999			埼玉県警